

新潟県・長野県・山梨県建設業協会災害対策連絡協議会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、新潟県・長野県・山梨県建設業協会災害対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、大規模な地震、風水害、その他の災害について、社団法人新潟県建設業協会、社団法人長野県建設業協会及び社団法人山梨県建設業協会（以下「三県協会」という。）が相互に協力し、当該災害対策の応援体制を確立するために協議、調整等を行うことを目的とする。

(応援の実施)

第3条 連絡協議会は、相互応援に関する次の事項について、協議、調整等を行う。

- (1) 災害時の通信・連絡体制に関する事項
- (2) 災害対策に係る情報交換に関する事項
- (3) その他、災害対策のための施策に関する事項

(組 織)

第4条 連絡協議会は、別表に掲げる委員により構成する。

(会長、副会長)

第5条 連絡協議会に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長及び副会長は三県協会の代表が交互に務めるものとする。
- 3 会長、副会長の任期は、1年とする。

(会 議)

第6条 連絡協議会は年1回以上開催するものとする。

- 2 連絡協議会は、会長が招集する。

(事務局)

第7条 連絡協議会の事務局は、三県協会に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか連絡協議会の運営等に関して疑義が生じたときは、その都度定めるものとする。

(付 則)

- (1) この要綱は、平成19年11月15日から施行する。

(別表)

連絡協議会委員名簿

(社)新潟県建設業協会

委員	本間	達郎
委員	太田	昭治
委員	藤田	直也
委員	高橋	政徳
委員	渡邊	平八郎
委員	金井	眞

(社)長野県建設業協会

委員	中澤	英
委員	棚谷	信雄
委員	大久保	弘男
委員	佐々木	力
委員	宮入	貞徳
委員	近藤	量

(社)山梨県建設業協会

委員	井上	勲
委員	岩波	生
委員	長田	太達
委員	井上	和
委員	雨宮	夫修
委員	芦沢	英之
委員	梅本	政史